

## 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の一部を改正する 政令案について

### 1. 背景

第169回通常国会において、港湾管理を通じて国民の安全及び安心の確保を図る観点から、大規模災害発生時における緊急物資の広域輸送等のための港湾の運用体制の強化等のため、広域災害応急対策の実施のために必要であると認められる港湾施設（港湾広域防災施設）を国が自ら管理する等の措置を講ずる「港湾法の一部を改正する法律案」を提出し、同法案において、港湾法（昭和25年法律第218号）等の一部改正を予定しているところである。

これに伴い、被災した港湾広域防災施設の災害復旧事業の国庫負担を定める等のため、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）について所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条に基づき、国が費用の一部を負担する災害復旧事業の対象となる港湾施設として、改正後の港湾法（昭和25年法律第218号）第55条の3の2第1項において規定する港湾広域防災施設を新たに追加することとするものである。（第1条第8号関係）

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成20年5月下旬
施	行	港湾法の一部を改正する法律の施行の日